

平成 29 年度東京圏新卒者等  
U I J ターン就職支援事業実施業務

## 企画提案仕様書

平成 28 年 11 月  
札幌市経済観光局雇用推進部

## 1 業務名

平成 29 年度東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業実施業務

## 2 事業の背景と目的

札幌市では、「さっぽろ未来創生プラン」を策定し、結婚・出産・子育ての希望実現のほか、安定した雇用の創出、北海道・札幌の成長分野の産業振興を重点分野として人口減少に対応していくこととしている。

特に安定した雇用の創出に関連しては、市内企業の大部分を占める中小企業の活性化を目標の一つとしているが、多くの企業は労働力人口の減少の中で人手不足の状況にあり、必要とする人材を確保できていない。

また、本市では、若者の転出超過が問題となっているが、高校卒業を機に大学の多くが集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(以下、東京圏という)に進学のため、転出する者が毎年一定数発生しているところである。

一方でこうした本市からの転出者を含む東京圏の大学生等の中には、卒業後東京圏以外で就職する者も一定数存在し、これらの者へ札幌市内の中小企業や札幌そのものの魅力を伝え、U I J ターン就職を支援することは、今後の人口減少に対応し、中小企業が必要とする人材確保を実現していくためにも不可欠である。

こうした状況を踏まえ、東京圏の大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る拠点の設置等を通じ、U I J ターン就職を支援することを目的として、**東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業**を実施する。

## 3 東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業の概要

### (1) 事業内容

東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するほか、東京圏の大学への訪問を通じた札幌市内企業等の情報提供や校内説明会の開催、拠点における就職相談等を通じて、東京圏の大学生等と札幌市内企業等のマッチングを促進する。

### (2) 事業実施期間

契約締結日～平成 30 年 3 月 31 日(土)

なお、後掲の各業務の開始日は、札幌市との協議のうえ決定すること。

### (3) 支援対象

東京圏の大学生等（※1）及び札幌市内企業等（※2）

※1 東京圏の大学生及び大学院生を主な支援対象とし、札幌や北海道へのU I Jターン就職を希望する者も支援対象とすること。

※2 以下のいずれかの条件を満たす企業

- ・札幌市内に本社がある企業
- ・北海道内に本社がある企業のうち札幌市内に支社等の事業拠点があるもの
- ・本市の立地促進補助金（札幌圏設備投資促進、札幌圏みらいづくり産業立地促進、ものづくり産業立地促進、コールセンター・バックオフィス等立地促進、IT・コンテンツ・バイオ立地促進）の指定を受けた企業で、道内の事業所に従事する従業員を募集するもの
- ・北海道外に本社がある企業のうち、将来に渡って道内で従事する求人を行っている又は行う予定であるもの（地域限定社員など、将来に渡って道内で従事する求人を条件とするが、採用後、諸事情により勤務条件が変更され、道外に転勤することを妨げるものではない）

### (4) 拠点の開設期間・開業日・時間

開設期間は平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までとする。

開業日・時間は原則として以下の通りとするが、効果的な業務運営のため開業日・時間を変更することも可能とする。

#### 【開業日・時間】

火～土曜日 10時00分～18時00分

国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

## 4 業務内容

以下の業務を委託する。

### (1) 拠点設置業務

#### ア 設置場所

東京圏の大学生等と札幌市内企業等が利用しやすいよう、東京都23区内の利便

性の高い場所（交通アクセスの良好な山手線内の最寄り駅から徒歩 15 分以内）に「札幌UIターン就職センター」（以下、「センター」という）を設置する。

センター設置にあたり新たに賃貸借契約等を第三者と締結するか、提案者が占有するビル等のスペースを活用するのかは問わない。また、提案者が設置する既存の施設等が条件を満たす場合は、本事業と共有することも可とする。

#### イ センターに設けるブースや什器、光熱水費の負担

後述の「(2)大学との関係構築業務」、「(3)企業情報収集及び発信業務」、「(4)就職相談業務」、「(5)札幌市内企業等の採用活動支援業務」を効果的に実施するため、センターには以下のブースやスペースを設けるものとする。

各ブース等で必要となる什器の調達のほか、光熱水費、電話料金、パソコン及び複合機の設置・撤去に係る費用は、すべて受託者の負担とすること。

なお、(ア)及び(イ)のブースについては、利用者の個人情報を守られるよう特段の配慮をすること。

(ア) 就職相談ブース（企業の採用活動支援時の利用を含む）

(イ) 面接ブース

(ウ) 情報提供コーナー（札幌市内企業等の情報や暮らしに関する情報を提供）

(エ) 大学訪問スタッフやカウンセラー等の事務スペース

また、本事業の実施に当たって必要となる什器は、主に以下を想定している。

(オ) 各ブースで使用する机・イス、パソコン等

(カ) 事業実施に必要なパソコン等のOA機器や専用の電話回線

(キ) 札幌市が実施する事業により設置されたセンターであることを明示するために必要な看板類

※ (ア)～(ウ)については一体として配置すること。(エ)については別室に設置することも可とする。

#### (2) 大学との関係構築業務

センターに東京圏の大学生等を誘導するとともに、後述の「(3)企業情報収集及び発信業務」における学内説明会の開催に繋げるため、東京圏に所在する大学を訪問し、札幌市内企業等の情報や札幌での暮らしに関する情報を提供したうえで本事業への協力を要請する。

そのうえで訪問大学のうち、北海道出身者が多い大学や事業に理解を示す大学を重点的に訪問し、定期的に情報交換を行える関係を構築する。

本業務における訪問とは、大学のキャリア支援センター等を受託事業者の職員が直接訪問し、大学側の担当者と面談のうえ、上述の情報を提供、協力を要請することを指す。

### (3) 企業情報収集及び発信業務

#### ア 札幌市内企業等の開拓

東京圏での採用を希望する札幌市内企業等を開拓するため、求人開拓員を最低2名配置する。

開拓に当たっては、札幌市内の経済団体である札幌商工会議所及び北海道中小企業家同友会札幌支部(以下、経済団体という)の会員企業に係る情報の他、札幌市が所有する市内の企業に関する情報も活用すること。

#### イ 学内説明会の開催

「(2) 大学との関係構築業務」の結果、事業への協力等が得られた大学を対象に札幌市内企業等を招聘した校内説明会を開催する。

説明会の開催は、1校での開催のほか、複数校(2～3校)が合同したものも可とする。

また、説明会の開催会場は、大学側から構内の教室等の提供を受けることを想定しているが、複数校での合同開催に際して、別途会場を確保することは妨げない。その場合の会場料等の経費は、受託者が負担すること。

なお、招聘する札幌市内企業等への旅費等関係経費の支払いは行わない。

#### ウ キャリア支援センター等を通じた学生への情報提供

「(2) 大学との関係構築業務」の結果、定期的な情報交換が可能な関係を構築できた大学に対して、センターで行う「(4) 就職相談業務」や札幌市内企業等の情報を提供し、学生へ当該情報の周知してもらうことで、センターへ学生を誘導する。

#### エ 情報提供コーナーにおける情報発信等

「ア 札幌市内企業等の開拓」で得た企業情報については、「(4) 就職相談業務」における職業紹介に活用するほか、本業務の「イ 学内説明会の開催」及び

「ウ キャリア支援センター等を通じた学生への情報提供」の他「(1)拠点設置業務」を通じてセンター内に設置した情報提供コーナーに掲示等を行い情報発信する。

また、情報発信に当たっては、魅力に溢れる企業等をピックアップして掲示する等、利用者が情報に触れやすい工夫をすること。

なお、情報発信は企業情報だけでなく、札幌市での暮らしをイメージできるよう、生活に関する情報も併せて提供すること。

#### (4) 就職相談業務

##### ア 利用者の受付

受付を設置し、センターの利用を希望する東京圏の大学生等からの電話対応と利用案内を実施する。

受付はセンター内に設置することを原則とするが、受託者が別に設置している総合受付等で兼ねることが可能な場合は、当該総合受付等での対応も可とする。

##### イ 個別カウンセリング

札幌市内の企業に就職を希望する東京圏の大学生等のうちセンターの利用者に対して、個別カウンセリング（自己理解支援、就職意識の向上、雇用労働市場の情報提供、履歴書・エントリーシートの作成指導等）を行うとともに、「(3) 企業情報収集及び発信業務」で開拓した札幌市内企業等の求人情報を提供するとともに、職業紹介を行い双方のマッチングを支援する。

また、札幌市内企業等での就職に向けて個別支援を行うことになった大学生等については、支援プランを策定して対応することとし、支援プランに基づくカウンセリング内容は記録すること。

##### ウ 業務に従事するカウンセラー

業務を円滑に実施するため、配置するカウンセラーは次の（ア）～（ウ）のすべての要件を満たす者とし、最低2名を配置すること。

(ア) キャリア・コンサルティング技能士、厚生労働省キャリア形成促進助成金の対象能力評価合格者または産業カウンセラーであること。

(イ) キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、社員教育の担当者として業務に従事した経験が3年以上あること。

(ウ) 札幌市の風土や暮らしなどを大学生等に伝えるための、十分な知識や経験を有するもの。

#### エ インターンシップ等U I J ターン就職関連情報の提供

「(3)企業情報収集及び発信業務」を通じて開拓した札幌市内企業等がインターンシップの受入を可能とする場合は、当該企業の情報についても積極的に提供する。

その他、事業実施を通じて入手したU I J ターン就職に資する情報や札幌市が提供する関連情報についても、適宜、センター利用者に提供すること。

### (5) 札幌市内企業等の採用活動支援業務

#### ア 面接ブースの提供

「(3)企業情報収集及び発信業務」で開拓した札幌市内企業等の東京圏での大学生等の採用を支援するため、「(1)拠点設置業務」で設けた面接ブースを企業に提供し、大学生等との対面による採用活動を促進する。

#### イ 採用活動アドバイス

「(3)企業情報収集及び発信業務」で開拓した企業のうち、東京圏での新卒採用の具体的な手法がわからずにいる企業に対して、採用活動の具体的な手法をアドバイスする。

また、企業が東京都内で対面による相談を希望する場合は、センターの就職相談窓口を活用して、相談を行うこととする。

なお、採用活動に関するアドバイスを行うものは、東京圏での大学生等の採用活動の経験を持つ者とし、「(4)就職相談業務」に従事するカウンセラーが兼ねることを妨げない。

### (6) 合同企業説明会開催業務

#### ア 会場設営・運營業務

札幌市内企業等と東京圏の大学生等とのマッチングを図るため、東京都内で合同企業説明会を1回開催する。

これに伴い、東京圏の大学生等が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会が円滑に行われるよう、説明会全体の運営を行う。

会場は、25社の企業がブースを構えるのに十分な広さを確保するとともに、センターの相談ブースを1つ設けること。

なお、合同企業説明会の開催に必要となる什器については、受託者の責任で用意すること。

#### イ 参加企業開拓

合同企業説明会に参加する札幌市内企業等 25 社を開催日程に合わせて開拓する。

なお、参加企業の開拓に当たっては、特定の業種に偏ることなく、札幌市内等で人手不足を課題としている企業を幅広く対象とすること。

#### ウ 広 報

開催する合同企業説明会に東京圏の大学生等を誘導するため、効果的な広報を実施する。

なお、広報活動に当たっては、単に合同企業説明会の開催のみを周知することなく、札幌市が実施している**東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業**により札幌市内企業等への就職を支援するセンターが設置されており、合同企業説明会は**東京圏新卒者等 U I J ターン就職支援事業**の一貫であることも周知する。

#### (7) 広報業務

センターの利用促進を図るため、効果的な広報を随時展開すること。

なお、広報の実施に当たっては、あらかじめ年間の広報スケジュールを策定し、別途作成する業務計画書に盛り込むこと。

#### (8) 事業参加者に対するアンケート調査業務

##### ア アンケート作成と実施

上記(3)～(6)の事業参加者(企業、大学生等)に対してアンケートを作成し、実施する。

アンケートの項目及び内容は事前に札幌市と協議のうえ決定する。

##### イ アンケート結果の集計・分析

アンケート結果について、集計・分析を行う。

なお、集計・分析項目については、札幌市と協議のうえ決定する。

#### (9) 事業計画書作成業務

委託契約締結後、速やかに業務ごとの実施スケジュールを含めた業務計画書を作成し、提出すること。



(10) 事業の進捗状況等報告業務

ア 定時報告

センター利用者数、事業を通じた就職内定数等について日報で報告するとともに、本事業の進捗状況と実施結果について、毎月5日を目処に前月分の実績報告書を作成し、札幌市へ報告すること。ただし、平成30年3月分については平成30年3月31日までに札幌市へ報告すること。

なお、報告内容及びその書式については、札幌市と協議のうえ決定する。

イ その他事項の報告業務

札幌市は、必要に応じて事業の実施状況について、受託者に報告を求めることができる。

(11) 実施報告書の作成業務

業務完了後、実施報告書を作成し、平成30年3月31日までに書面及び電磁データで札幌市に提出すること。

## 5 提案を求める事項

以下の事項について具体的な内容を提案すること。

(1) 拠点設置業務

- ア センターを設置する場所、想定する開業日・時間とその理由
- イ 各ブースの数や設置する什器類を含むセンターのレイアウト
- ウ 設置する各ブースの特徴とその効果

(2) 大学との関係構築業務

- ア 東京圏に所在する大学への訪問に係る具体的な流れ
- イ 定期的に情報交換を行える関係の構築を効果的に行う手法
- ウ 大学訪問の人員体制と人選の詳細
- エ 大学訪問の数値目標

(3) 企業情報収集及び発信業務

- ア 札幌市内企業等の開拓目標数
- イ 企業開拓に当たっての経済団体との具体的な連携方法
- ウ 企業開拓時の就業サポートセンター事業における求人開拓との具体的連携方法

- エ 大学での学内説明会開催目標数
- オ 大学との関係構築後、学内説明会を実施するまでの具体的な流れ
- カ 情報提供コーナーを活用した札幌市内企業等及び札幌の魅力の発信方法

(4) 就職相談業務

- ア 東京圏の大学生等をセンターに誘導する具体的方法
- イ 個別カウンセリングの流れと基本的な考え方
- ウ 個別支援プランの策定と札幌市内企業等とのマッチング方法
- エ 就職内定及び就職の確認方法
- オ 個別カウンセリングを行う人員体制と人選の詳細
- カ 就職相談を行う大学生等と就職内定目標人数

(5) 札幌市内企業等の採用活動支援業務

- ア 東京圏での採用活動に悩む企業への具体的支援内容
- イ 採用活動支援を行う企業の目標数

(6) 合同企業説明会開催業務

- ア 開催スケジュールと会場
- イ 参加企業の開拓方法と業種別の開拓目標数
- ウ 東京圏の大学生等への具体的な周知方法

(7) 広報業務

- ア 使用する広報媒体と広報実施数
- イ 広報に関する基本的な考え方

(8) その他

本業務を効果的に実施するにあたって、独自の提案があれば自由に提案すること。

(9) スケジュール

本業務を確実に実施するための業務項目ごとの実施スケジュールについて提案すること。

(10) 管理・運営体制

本事業を実施するにあたっての管理・運営体制を具体的に提案すること。また、特に工夫があれば、併せて提案すること。

(11) 国及び道内自治体を実施する事業との連携

本業務の効果を最大限発揮するため、国及び道内自治体が実施するU I J ターン関連事業との連携について、基本的な考え方を提案すること。こうした事業との連携としては、各事業参加者のセンターへの誘導やセンター情報の提供等を想定している。参考として平成 28 年度に実施されている国のU I J ターン関連事業の一部を以下に挙げる。

#### **「LO 活プロジェクト」厚生労働省**

札幌市を含む地方への就職を考える大学生等の地方就職を支援するために、大学を通じた情報発信等を実施

#### **「移住・交流情報ガーデン」総務省**

東京都内に設置された窓口で、各地域の暮らしの情報を提供するほか、地方自治体の実施するU I J 関連のイベントに会場を提供

#### (12) 過去の類似業務の受託実績等

受託実績を記載すること。また、その他提案者が本事業実施に適すと考える項目（アピールポイント）がある場合は記載すること。

### **6 情報の管理について**

選定事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して事業を行うこと。

### **7 事業実施における前提条件**

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、支援対象者からいかなる名義でも手数料、報酬を徴収してはならない。
- (2) 本事業の実施に当たっては、有料職業紹介事業者の登録事業者による実施を前提とするが、他の事業者への再委託が必要な場合は、再委託の範囲及び再委託先の事業者を明確にし、提案すること。
- (3) 有料職業紹介事業者については、平成 29 年 4 月 1 日（土）までに、センターにおいて全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）の有料職業紹介を実施できる体制を整えること。

## 8 契約の履行期間

契約締結日から平成30年3月31日までとする。

## 9 事業費

予算額は、32,375千円(消費税含む)を上限とする。

なお、契約金額は別途決定する。

## 10 その他

- (1) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。
- (5) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

## 11 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 担当：渡邊 (電話 211-2278)